

京都市林業労働者共済事業補助金交付規則の一部を改正する規則を公布する。

平成22年3月31日

京都市長 門川大作

京都市規則第128号

京都市林業労働者共済事業補助金交付規則の一部を改正する規則

京都市林業労働者共済事業補助金交付規則の一部を次のように改正する。

第1条を次のように改める。

(趣旨)

第1条 この規則は、京都市補助金等の交付等に関する条例（以下「条例」という。）

その他別に定めがあるもののほか、林業労働者共済事業（以下「事業」という。）

を行う財団法人京都府林業労働支援センター（以下「センター」という。）に対する補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

第6条を削り、第5条を第6条とし、第4条を第5条とする。

第3条各号列記以外の部分中「の各号」を削り、同条を第4条とする。

第2条の見出し中「補助」を「交付」に改め、同条各号列記以外の部分中「の各号」を削り、「を備えている」を「に該当する」に改め、同条第2号中「勤労者退職金共済機構」を「独立行政法人勤労者退職金共済機構」に改め、同条を第3条とし、第1条の次に次の1条を加える。

(交付の目的)

第2条 補助金は、本市の区域内の林業労働者の労働条件の改善及びその組織の育成を図り、もって林業の振興及び森林の公益的機能の維持増進に必要な労働力を確保することを目的として交付する。

第7条を次のように改める。

(交付の申請)

第7条 条例第9条に規定する市長等が定める期日は、1月1日から12月31日までの期間（以下「対象期間」という。）内に行った第3条各号に掲げる事業について、その翌年の1月14日とする。

2 条例第9条に規定する別に定める事項を記載した申請書は、林業労働者共済事業補助金交付申請書（第3号様式）とする。

3 条例第9条に規定する市長等が必要と認める書類は、次に掲げるものとする。

(1) 収支決算書

(2) その他別に定める書類

第8条から第10条までを削り、第11条を第8条とする。

別表中「第5条関係」を「第6条関係」に、「第3条」を「第4条」に改める。

第1号様式中「第3条関係」を「第4条関係」に改め、同様式注以外の部分中「第3条の」を「第4条の」に改める。

第2号様式中「第4条関係」を「第5条関係」に改め、同様式注以外の部分中「第4条の」を「第5条の」に改める。

第3号様式中「第6条関係」を「第7条関係」に、「京都市林業労働者共済事業補助金交付規則第6条」を「京都市補助金等の交付等に関する条例第9条」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前にこの規則による改正前の京都市林業労働者共済事業補助

金交付規則第7条の規定により交付する旨を決定した補助金については、なお従前の例による。

(産業観光局農林振興室林業振興課)